平成 24 年 10 月 4 日

各　　位

会　社　名　ハイブリッド・サービス株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　重川　晴彦
（コード番号　2743　JASDAQ）
問 合 せ 先
役職・氏名　取締役管理部長　池上　純哉
電　　話　03-6731-3414

特別コンプライアンス委員会調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 8 月 6 日付「特別コンプライアンス委員会設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、平成 24 年 7 月 24 日付「第三者調査委員会報告書の受領に関するお知らせ」にて公表した第三者調査委員会調査報告書に記載の当社及び当社の親会社である株式会社エフティコミュニケーションズ（以下「FTC 社」といいます。）の取締役ならびに当社の元取締役による善管注意義務等法令違反の可能性がある旨の指摘等の事実関係の確認・精査を行うため、外部の弁護士から構成される特別コンプライアンス委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

本日、当委員会より調査報告書（以下「本件調査報告書」といいます。）を受領しましたので、その内容につきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 調査報告書の概要

(1) 設置目的

特別コンプライアンス委員会は、第三者調査委員会の調査対象となった事項について、その結果を十分に吟味、検討して問題の本質を追究し、事実関係の更なる解明に努め、調査結果を今後のコンプライアンス体制の推進に反映させる。（本件調査報告書第 1.1.(1) 抜粋）

(2) 調査対象事項

第三者調査委員会調査報告書、調査事項①、④、⑤に記載された法令違反等の問題につき検討することとする。（本件調査報告書第 1.1.(3) 抜粋）

(3) 調査結果

本委員会の調査の総括的結果を要約するなら、当社、FTC 社について、両社のコンプライアンス意識に問題はあるものの、両社の取締役らに刑事責任、特に特別背任罪の成立要件である図利加害目的、任務違反行為、損害の発生等を認めるに足る具体的事実、また、任務懈怠等の法的義務違反及び善管注意義務違反、忠実義務違反等を理由とする損害賠償責任を認めるに足る具体的事実は確認されなかった。

したがって、現在判明している事実関係を前提とする限りでは、当社、FTC 社の取締役らにつき、民事上、刑事上の責任は認め難いと判断される。（本件調査報告書 第 2 抜粋）

2. 当社の対応について

当社は、第三者調査委員会からの提言を踏まえ、平成 24 年 7 月 30 日付「過年度の訂正有価証券報告書及び内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ」に記載のとおり、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するための是正措置、再発防止策を講じております。

また、本件調査報告書の調査結果及び提言を真摯に受け止め、コンプライアンスに対する意識の向上を図るとともに、信頼回復に向けて全社を挙げて取り組んでまいります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

※別添資料：「特別コンプライアンス委員会　調査報告書」

各調査報告書では、社外の取引先及び社内外の一部個人名に関しては、個人情報等を考慮し匿名としております。

以　上

株式会社エフティコミュニケーションズ　御中
ハイブリッド･サービス株式会社　御中

調　査　報　告　書

平成 24 年 10 月 4 日
株式会社エフティコミュニケーションズ
ハイブリッド･サービス株式会社
特別コンプライアンス委員会

第１　調査の概要

１　設置目的及び調査対象事項等

（１）設置目的

平成24年5月，FTC社，HBD社は，LED蛍光灯取引にかかる第三者調査委員会を設置し，平成24年7月24日付け，同委員会による調査報告書を受領した。

平成24年8月6日，FTC社，HBD社は，第三者調査委員会の評価及び提言を受け，過年度決算の修正などを行うと共に，同委員会から指摘を受けたFTC社，HBD社の取締役及び元取締役らの法令違反等の可能性がある旨の指摘にかかる事実関係の確認・精査等を行うため，特別コンプライアンス委員会（以下「本委員会」という。）を設置した。

なお，本委員会は，第三者調査委員会の調査結果及びコンプライアンスに関する提言を受け，企業倫理や行動規範に対する意識の徹底を図りコンプライアンス体制を推進するという趣旨で設置された委員会であるが，コンプライアンス体制の推進という趣旨を達するためには，第三者調査委員会の調査対象となった事項について，その調査結果を十分に吟味，検討して問題の本質を追求することが不可欠であることは明らかであり，本委員会においても，かかる観点から，第三者調査委員会の調査結果を踏まえて，可能な限り幅広く補充調査を実施して事実関係の更なる解明に努めたところである。

このように，本委員会の調査の主たる趣旨は，調査結果を今後のコンプライアンス体制の推進という趣旨に反映させるという点なのであり，調査事項を特定の取引に絞った第三者調査委員会による調査とはやや趣旨が異なっていることは否定できない。

（２）本委員会の構成

本委員会の構成は以下のとおりである。

委員長　北島 孝久（弁護士・元東京地方検察庁特別捜査部副部長）
委　員　河邉 義正（弁護士・元東京高等裁判所判事部総括）
委　員　吉田 秀康（弁護士・元東京地方検察庁検事・元最高裁判所司法研修所弁護教官）

なお，各調査委員は，いずれもFTC社，HBD社と業務上の契約関係などの利害関係を有していない。

（３）調査対象事項

第三者調査委員会においては，設置日以降，FTC社，HBD社はもとよ

り，LED蛍光灯取引に関係した複数の会社から資料の提出を受けてこれを精査し，あるいは，これらの会社の幹部等の関係者から聴取調査を実施するなどして，事実関係の解明に努めた。かかる経緯は，同委員会作成の平成24年7月24日付け調査報告書に詳細に記載されたとおりである。

調査の結果，第三者調査委員会においては，調査報告書の「調査の限界及び制約」の項で，調査に多くの限界と制約があったことを示した上で，事実関係について，「確からしいとの心証を得た事実関係」との表現をもって一定の事実認定を行い，判断を示した。

第三者調査委員会による調査事項は５項目あるが，これらの調査事項は，調査事項①，④，⑤と調査事項②，③の２グループに大別されると考えられる。

調査事項②，③は，主たる内容が，計上時期，計上科目といった会計処理の認定，評価に関するグループであり，取引②，調査の過程で確認された取引⑤の会計処理については，双方とも，既に第三者調査委員会の指摘を受けて会計処理を訂正済みである。なお，調査事項③については，会計上の問題は確認されていない。

調査事項①，④，⑤は，多額の使途不明金の存在に対する疑念が根底にあるグループである。FTC社，HBD社が仕入代金や手数料として支払った取引先における使途不明金を指摘したものであり，第三者調査委員会は，FTC社，HBD社の取締役，元取締役らの法令違反につき，「一定の可能性が存在する」又は「否定し難い」との表現で判断を示した。

このような判断に至った理由については，当該取引先において多額の使途不明金が存在するのは，特定の者が，利益を得る目的で，使途不明金を捻出するため不正な取引（過大・不適正仕入，高額の手数料支払等）を行い，資金の一部を現金化して使途不明金化し，これを私的に流用したのではないかとの疑念が根底にあるように思われる。そこで，本委員会としては，調査事項①，④，⑤につき，第三者調査委員会が認定した事実を踏まえて補充調査を行い，法令違反等の問題につき検討することとする（以下「本件調査」という。）。

２　調査の概要

（１）調査期間

本件調査は，平成24年8月6日から同年9月30日まで行われた。

（２）調査の方法

ア　資料収集

本委員会は，FTC社，HBD社のほか，AA社，EE社，BB社，他関係者等から調査事項に関する資料の提供を受け，精査，検討を行った。

イ　聴取調査

本委員会は，FTC社，HBD社のほか，AA社，EE社，BB社，他関係者等に対し調査事項に関する聴取調査を行った。

ウ　電子メール，携帯電話メールの取得，分析

本委員会は，一部関係者の電子メール，携帯電話メールのやりとりを示す資料の提供を受け，精査し，資料及び聴取調査の裏付けを行った。

（３）留意事項

本委員会の調査は第三者調査委員会の調査結果を踏まえた上での調査が可能であったことから，時間的な面では時間の有効利用が可能となり時間的制約という面がいくぶん緩和され，第三者調査委員会の調査の場合に比して任意調査の選択の幅がいくぶん広くなった面も見受けられる。しかしながら，本委員会による調査においても，捜査機関又は行政機関による捜査又は調査と異なり法令に基づく強制調査権がないなかで，関係者の主観的な意図や認識に関する事実，客観的な証拠の残りにくい現金授受に関する事実等を解明することは困難であり，多くの手法的限界が存在したことなどは，本質的には第三者調査委員会による調査の場合と同様である。

第２　調査結果（総論）

FTC 社, HBD 社ともに, 取引先において不明朗な会計処理や取引が多いこと，多額の使途不明金が発生していることにつき，資金の全部又は一部を私的に収受させることを意図していたとの疑義を抱かせるような側面があったことは，第三者調査委員会の指摘のとおりであり，その意味で，両社の経営体質，取締役らの意識に大きな問題があったことは否定し難く，両社の取締役らに，企業倫理や株主の資金を預かる上場企業の役員としての行動規範に対する意識，要はコンプライアンスそのものに対する意識が欠如していたことは事実であり，本委員会においても，この点を改めて指摘するところである。両社の取締役らは，かかる実態を真摯に受け止めて猛省し，企業体質を根本的に改善するよう万全の措置を講じるべきであることも当然のところである。

しかしながら，取引先において不明朗な会計処理や取引が多いこと，多額の使途不明金が発生していることなどの諸事情をもって，直ちに両社の幹部らに，任務懈怠等の法的義務違反，義務違反を理由とする損害賠償責任，さらには特別背任罪等の刑事責任が認められるものではなく，企業体質，経営体質と法的責任とは自ら次元を異にする問題である。

第三者調査委員会も，最大限の調査を実施した上で，事実関係については，「確からしいとの心証を得た事実関係」との表現に止め，責任に関する判断についても，一定の可能性が存在するという趣旨の表現に止めているのは，企業体質，経営体質と法的責任とは次元を異にする問題であるという意識があったことによるものと思われる。

本委員会においても，第三者調査委員会の調査結果を踏まえ，事実関係の解明を深めるべく，より幅広に補充調査を実施したところであるが，本委員会の調査の総括的結果を要約するなら，FTC 社，HBD 社について，両社のコンプライアンス意識に問題はあるものの，両社の取締役らに刑事責任，特に特別背任罪の成立要件である図利加害目的，任務違反行為，損害の発生等を認めるに足る具体的事実，また，任務懈怠等の法的義務違反及び善管注意義務違反，忠実義務違反等を理由とする損害賠償責任を認めるに足る具体的事実は確認されなかった。

したがって, 現在判明している事実関係を前提とする限りでは, FTC 社, HBD 社の取締役らにつき，民事上，刑事上の責任は認め難いと判断される。

第３　調査結果（各論）

１　調査事項①について

調査事項①対象の取引（以下「取引①」という。）は，HBD 社と AA 社との間の LED 蛍光灯の取引に関するものであり，第三者調査委員会が指摘している主たる問題点は，AA 社の設立経緯及び畔柳氏の関与，取引①の成立経緯，内容，前渡金（平成 20 年 12 月 4 日に HBD 社から AA 社に支払われた 136,500,000 円，以下「本件前渡金」という。）支払の経緯，使途という点である。

（１）AA 社について

ア　AA 社設立の経緯

関係者の説明，一部関係資料等によると AA 社の設立に至る経緯は，以下の通りである。

ff 氏は，LED 蛍光灯の開発事業を行うため，AA 社を設立したが資本金相当額を ii 氏から借入れている。この時，ii 氏は，自己の他に ff 氏，畔柳氏，小山氏を株主とする旨の条件を付し，ff 氏はこれに応じ AA 社を設立した。その後，AA 社は平成 20 年 11 月 14 日に ff 氏を代表取締役とする役員変更登記を行い，ff 氏は同年 12 月 4 日に前記借入金を返済などし，前記条件を解消している。

イ　畔柳氏の AA 社への関与

畔柳氏らは，ii 氏の貸付の条件として AA 社の株主となったものであるが，この間に AA 社株主として会社運営に関する意思の表明や経営参加の求めなどの形跡は認められなかった。

また，平成 20 年 12 月以降も，畔柳氏らによる AA 社の会社運営への関与，利益の収得の形跡は認められず，畔柳氏と小山氏の携帯電話メールのやりとり等の証憑からは，畔柳氏自身，HBD 社が AA 社から仕入れた LED 蛍光灯の初期不良による返品の事実を知らなかったこと，AA 社が外部業者と行っている商談を第三者から知らされる事実等が認められる一方で，畔柳氏と ff 氏との間で，支配関係を窺わせる内容は確認されず，むしろ，円滑な意思疎通すら行えていない状況が窺えた。

なお，小山氏においては，AA 社等における現金の移動を行い，帳簿の記入を行っているものの，専ら ff 氏の指示に従っているにすぎないと推察される。

（２）取引①の成立経緯

取引①の成立経緯・内容等については，関係者の説明からは，鳴海氏，ff 氏ら

が中心となり，売買数量，売買単価，納期，代金の支払時期及び方法，HBD 社からの販売先の確保等の諸点について，同種の LED 取引に関する比較資料等を参考にしながら両社間で入念な交渉を行うなど相応の調査・検討が行われている。

HBD 社においては，当初は相当の販売先を見込んでいたが，見込みと実績に乖離が発生する都度，ff 氏に協力を要請し，LED 蛍光灯の販売先を模索し，販売していたことは，関係者の説明及び関係書類等によって裏付けられ，AA 社からの仕入価格，HBD 社から販売先への販売価格についても当時の市場の状況からみて適正であり，正常取引と認められ，HBD 社における取引の成立経緯，内容について不自然な点は見受けられず，特に疑義が生じる余地はない。

また LED 蛍光灯の納品については，本件前渡金に見合う初回納品分は，納期には遅れたものの，実際に平成 21 年 10 月に納品が完了しており，納品過程においては HBD 社から AA 社に対して何度も納品を催促していたことが関係者の説明及び関係書類等によって裏付けられている。

HBD 社は取引①においては，最終的に AA 社に対し，年間フォーキャスト 100,000 本に対し，81,428 本の発注を行い，平成 22 年 5 月には全ての発注に対応する LED 蛍光灯の納品が完了している。

本件前渡金支払の経緯・内容についても，HBD 社と AA 社との間で所要の検討の結果決められたものであり，取引①の全体の取引金額が適正であるのと同様に，本件前渡金の支払自体はもとよりその金額についても不適正であるとは認められず，特に疑義が生じる余地はない。

（３）前渡金について

第三者調査委員会は，本件前渡金の使途について，本件前渡金が支払われた翌日の平成 20 年 12 月 4 日以降，平成 21 年 4 月 14 日までの間（以下「本件期間」という。）の出金について，AA 社の現金出納帳（以下「出納帳」という。），及び預金の入出金を記した帳簿（以下「預金帳」という。）に基づき，本件前渡金のほぼ全額が，LED 蛍光灯の開発若しくは製造又はそのための部材の調達等に向けた本来の使途には充てられていない旨，指摘し，本件前渡金支払後の使途不明金等の一覧（以下「一覧表」という。）を示している。

まず使途不明金等の根拠となった出納帳及び預金帳（以下「出納帳等」という。）の実質であるが，これらの帳簿は，AA 社の営業活動等に関する様々な理由の入出金が網羅的に記載されているものであり，当然のことながら，本件前渡金のみを意識して作成された帳簿ではないのであって，本件前渡金の入金以外にも様々な入出金が記載されており，どの分の出金が本件前渡金の使途に該

当するかを認定することは著しく困難である。

本件期間内の入出金をみても，以下の入出金が確認される。

（ア）金融機関発行の AA 社の取引推移一覧表，出納帳等からは，平成 20 年 12 月 4 日出金の 5,000,000 円（nn 氏宛），3,000,000 円（oo 氏宛）の他，合計 7,446,619 円の LED 蛍光灯の製造という本来の使途に充てられたと解される出金がある。

（イ）本件期間内には，本件前渡金以外にも，少なくとも 29,000,000 円程度の入金がある。

つまり，本件期間内のどの出金をもって，本件前渡金の使途となる出金，あるいは，本来の使途には充てられておらず使途不明金等に充足されている出金と認めるのか，その判断は著しく困難なのであり，例えば，本件期間内である平成 21 年 2 月 27 日の預金残高は 2,779,998 円であり，その後，同年 3 月 2 日に他から 9,500,000 円の入金があり，同日，「K」という記号が使用されて仮払金合計 7,000,000 円の出金があるが，この場合，「K」仮払は，別途入金された 9,500,000 円の使途と認めるか，本件前渡金の使途と認めるかについても，いずれの入金分からの出金などと認定できないことは明らかである。

第三者調査委員会は，一覧表を示し，本件前渡金のほぼ全額が，LED 蛍光灯の製造に向けた本来の使途には充てられておらず，使途不明金等に充足されていると指摘しているが，そもそも，一覧表は，出納帳等に記載された出金の一部を，その合計額が本件前渡金の額に達するまで抽出して作成されたものと解され，本件期間内の出金であるからといって，当該出金が，本件前渡金の使途となる出金である，あるいは本来の使途には充てられておらず使途不明金に充てられた出金であるとは認定できない。本件期間内には，本件前渡金以外の入金もあり，本件期間中の出金でありながら一覧表に含まれない出金，本件前渡金の使途とは言い切れない出金もあるのであって，本件期間内の出金であることが，本件前渡金の使途か否か，本来の使途に向けた出金であるか否かということを決する上で必ずしも決定的な意義をもつとまでは解されないように思われる。

（４）「K」と表示された出金，ff 氏が購入した船舶関係の出金について

ア　「K」と表示された出金について

第三者調査委員会は，「K」という記号での出金が，事実上，畔柳氏が利益を受けるものとなっているのではないかという点を指摘している。

本来，本件前渡金をいかなる使途に用いるかは支払先である AA 社の自由であり，これが問題となるのは，本件前渡金が，不正工作により使途先を不

明にした上で特定の者に収受させることを意図して支払われた場合に限ると考えられ，以下，このような観点から，検討する。

（ア）まず「K」という記号の意味であるが，本件期間内に AA 社の出納帳等に「K」という記号が複数回使用されているほか，本件期間に限らず，仮払，貸出，借受け，返金と様々な理由で併記されており，このような記載からは，使途先を敢えて隠蔽しなければならないような事情は見受けられない。

（イ）また，出納帳等には，本件前渡金の入金以外にも，AA 社の営業活動等に関する様々な理由の入出金が網羅的に記載されており，どの分の出金を本件前渡金の使途と認めるかは著しく困難な問題であり，「K」という記号による出金についても同様であることは，既に例示したとおりである。

（ウ）出納帳等によると，本件前渡金の入金以前等にも「K」という記号が使用された出金は確認されている。

（エ）平成 21 年 3 月 2 日に「K」という記号が使用されて仮払金合計 7,000,000 円が出金されているが，この点，ff 氏は，当該合計 7,000,000 円は平成 20 年 9 月ころの ff 氏の畔柳氏からの借入に対する返済であり，返済原資を外部から調達し，返済したものと説明しており，この点は，関係者の説明，関係資料等により裏付けられている。

（オ）平成 20 年 12 月 4 日に「K」という記号が使用されて仮払金 26,000,000 円が出金されている。当該出金は，前記，AA 社の出資金相当額の返済等に充てられたものであり，この点，ii 氏を含めた関係者の説明により裏付けられている。

（カ）また，ff 氏は，「K」という記号につき，出納帳を記入する小山氏に出金理由を説明するにあたり，小山氏の上司である畔柳氏を連想させる「K」という記号を用い，私的な使途に費消する旨の説明を回避していたと説明すると共に，AA 社が税務申告を委任した税理士からの確認にあたり，未記入であった摘要欄を埋めるために「K」という記号を用いたとも説明している。

この点，当該税理士は，「K」とは何かしらの意味を持つ摘要であると同時に，処理方法が不確定なものを，仮計上したという認識もしていたと説明している。

会計処理という観点からは，決算等の際に使途の整理がつかないものを仮勘定により，取り敢えず会計処理を行うことは理解できることであり，出納帳等の記載状況に照らせば，「K」という記号が会計処理の都合で便宜的に使用された，つまり「K」という記号は特定の使途先を意味するも

のではなく，その使途（摘要）が不明，つまり「K」という記号は AA 社にとっての使途が明確でない一時的な仮勘定出金の総称であるという可能性も否定できない。

以上の諸点を考慮すれば，本件期間中に使用されている「K」という記号についても，これを何らかの目的をもって本件前渡金の使途先を不明にするために，特定の者を意識して，意図的に使用されたものとは考え難く，「K」という記号が，本件前渡金を使途不明金化するためのものであると認定することはできないのであり，「K」という記号のみで，その出金が本件前渡金の使途不明金であると認定することについては，根拠が希薄であると言わざるを得ない。

イ　船舶について

第三者調査委員会は，AA 社による船舶の購入が，事実上，畔柳氏が利益を受けるものとなったのではないかという点を指摘している。

船舶購入関係の支出は振込による送金であって使途先が明確であるので厳密な意味では使途不明金ではない。

また，前渡金をいかなる使途に用いるかは，本来は前渡金の支払先の自由であり，AA 社が自己の判断と資金で当該船舶を購入したならば何の問題も生じない。それにも拘わらずこの点が指摘されているのは，AA 社について，船舶購入の動機，購入経緯，購入後の当該船舶の使用状況，その後の処分状況を総合的に見れば，AA 社を経由することにより同社が当該船舶を購入したかのように装って，実際には AA 社以外の者が当該船舶を購入したのではないかという疑念が根底にあると考えられる。

AA 社の経営状態や事業規模に照らせば，AA 社に高額な船舶を購入する必要性は乏しいと考えられること，AA 社の ff 氏は船舶免許を持っておらず当該船舶を利用した回数も少ないこと，当該船舶は約半年後には代物弁済の形で畔柳氏に譲渡されていることなど，確かに，AA 社が自己の判断と資金で船舶を購入したと断じ切るには躊躇を覚える面があり，以下，このような観点から，検討する。

（ア）船舶購入動機について，ff 氏は「高額の船舶を保有することにより，AA 社のステイタス及び信用を高めて営業活動に活かしたかった。」旨，説明しており，同人から同様の説明を受けた人物が複数名存在し，事業界の実情に照らし，事業者がこうした発想を持つこと自体を著しく不合理であるとは言い難い面がある。

（イ）また，ff 氏は複数の雑誌，パンフレットから当該船舶を指定し，自らの出生地に冠した船名を付けると共に，当該船舶の船舶検査証書の登録後，係留先に関係者を招き進水式を行っていた旨を説明する関係者が複数名存在し，係留先である LL 社の関係者も ff 氏がオーナーであったことを認識していることに照らすと，AA 社が自己の判断で当該船舶の選択を行い購入した面において，特に不合理，不自然な点は見受けられない。

（ウ）当該船舶の使用状況，その後の処分状況については，当該船舶の使用頻度は各人の事情によるもので特に問題となる点ではない。また，その後の当該船舶の処分状況については，ff 氏が畔柳氏から借り受けた 22,000,000 円（当該取引は平成 21 年 1 月 4 日付け畔柳氏，ff 氏間の借用書により確認される。）が返済できなくたったことから，平成 21 年 7 月に当該船舶で代物弁済したものであり，その経緯に不自然，不合理な点があるとは認め難い。

（エ）他方，畔柳氏においては，平成 21 年 7 月に当該船舶を取得し，名義変更が完了した同年 11 月以降，LL 社に委託販売を依頼している。

委託販売の状況については，LL 社関係者による説明の他，畔柳氏と小山氏による購入希望者との交渉経緯に関する携帯電話メール，船舶専門雑誌における当該船舶の販売広告の出稿が確認され，畔柳氏が取得直後から当該船舶の売却に向け活動していたことは明らかである。

以上の諸点を考慮すれば，AA 社が，実際に自己の判断と資金で当該船舶を購入し保有していたという面において，特に不合理，不自然な点は見受けられず，当該事実を否定する具体的な根拠は確認されず，特定の者が利益を受けることを意図されたものであるとする事情も認め難い。

（５）小括

以上の諸点を総合的に勘案すれば，取引①の成立経緯，内容，前渡金の支払について，特に不自然，不合理な点は見受けられず，補充調査を実施した限り，本件前渡金について，特定の者が，使途先を不明にした資金の全部又は一部を私的に収得させることを意図して支払われたとする事実を裏付ける関係者の説明も証憑等の存在も確認されず，この事実を肯定することは困難であって，事実認定という面では無理があると言わざるを得ない。

２　調査事項④について

調査事項④対象の取引（以下総称して「取引④」という。）は，HBD 社が BB 社あるいは DD 社から LED 蛍光灯を仕入れた取引であり，取引時期と仕入

先に応じて整理するなら，平成 22 年 4 月 26 日仕入の仕入先 DD 社の取引（以下「取引④－1」という。），平成 22 年 7 月 22 日仕入の仕入先 DD 社の取引（以下「取引④－2」という。），平成 22 年 6 月 30 日から同年 7 月 29 日までの仕入の仕入先 BB 社の取引（以下「取引④’」という。）に分類される。

第三者調査委員会が指摘している主たる問題点は，HBD 社においては相当数の在庫があり LED 蛍光灯を仕入れる必要性が極めて乏しかったにもかかわらず，過大仕入の結果，在庫が残存したのではないかという点，HBD 社から支払われた仕入代金が関係口座に入金された当日に，その殆どが現金出金され，その使途が不明となっている点である。

（１）取引の成立経緯

取引④の各取引の成立経緯，内容についてであるが，EE 社の代表取締役であり DD 社の関係者でもある gg 氏ら関係者の説明及び関係書類等によると，取引④の各取引の LED 蛍光灯は，以下の経緯を経て，HBD 社に持ち込まれたものであった。

（ア）AA 社は，調査事項③における HBD 社以降の商流における決済資金が不足していた。当時の AA 社は，取引①は継続しているものの，HBD 社とは必ずしも良好な関係が構築されていたとは言えず，当該決済資金を捻出する取引を行うことは難しかった。そこで AA 社は gg 氏に依頼し，LED 蛍光灯 6,000 本を買い取ってもらい，gg 氏は，これを HBD 社に販売することで資金化することとした（当該取引は平成 22 年 4 月 15 日付け AA 社作成の LED 蛍光灯 6,000 本にかかる見積書，納品書，請求書により確認される。）。

（イ）また，gg 氏は，平成 22 年 6 月ころ AA 社に電源を納品していた OO 社より連絡を受け，「AA 社が電源部品の代金の支払いを遅延しているので AA 社に協力してほしい。」と資金協力の依頼を受け，OO 社が 5,000 本程度の LED 蛍光灯を購入することを条件として AA 社に貸し付けることに合意した。

同月 9 日に EE 社から AA 社に対し貸付けを行い（当該取引は，同日付け AA 社作成の LED 蛍光灯 5,000 本の担保提供義務が付された EE 社宛 1,050 万円の借用書により確認される。），AA 社は同日付けで OO 社に対し当該 1,050 万円を支払っている。

なお，gg 氏は，当該貸付を検討するにあたり，gg 氏が従前に ff 氏に貸付けていた貸付金につき，書面化を請求し，平成 22 年 6 月 7 日，証書化している。（当該取引は，同日付け AA 社作成の LED 蛍光灯 10,000 本の担保提供義務が付された DD 社宛 2,500 万円の借用書により確認される。）。

（ウ）さらに AA 社は，調査事項③における HBD 社以降の商流における決済資金が依然として不足していたことから，平成 22 年 6 月 16 日，DD 社から 2,000 万円を借り入れた（当該取引は，同日付け AA 社作成の LED 蛍光灯 5,000 本の担保提供義務が付された DD 社宛借用書により確認される。）。

（エ）AA 社は，これら金銭貸借の弁済期限に返済できず，担保提供した LED 蛍光灯の代物弁済により弁済することに合意し，以下のとおり代物弁済が実行された。

ⅰ　平成 22 年 6 月 30 日，DD 社は AA 社より LED 蛍光灯 10,000 本の代物弁済を受けた（当該取引は，同日付け AA 社，EE 社，DD 社間で締結した「覚書」により同月 7 日付け借用書の債務 2,500 万円につき，EE 社及び DD 社による，担保物件・LED 蛍光灯 10,000 本･の売却をもって弁済するものとされたことが確認される。）。

ⅱ　平成 22 年 7 月 20 日，EE 社は AA 社より LED 蛍光灯 5,000 本，DD 社は AA 社より LED 蛍光灯 5,000 本の代物弁済を受けた（当該取引は，同日付け AA 社，EE 社，DD 社間で締結した「覚書」により同年 6 月 9 日付け及び同月 16 日付け借用書の債務 3,050 万円につき，DD 社による，担保物件・LED 蛍光灯合計 10,000 本・の売却をもって弁済するものとされたことが確認される。）。

このように，gg 氏は LED 蛍光灯合計 26,000 本を特別に安く仕入れ，HBD 社に持ち込んだ。

取引④－1 の仕入日前日，HBD 社においては，確かに取引①の在庫 18,313 本が残存していたが，gg 氏が持ち込んだ LED 蛍光灯の HBD 社に対する販売価格（④－1 につき 1 本当たり 7,000 円，④’につき 1 本当たり 5,000 円，5,250 円，④－2 につき 1 本当たり 5,500 円，7,974 円）は，取引①の仕入価格（8,700 円。HBD 社は，AA 社と 1 本あたり 12,000 円で仕入れていたが，料金交渉により平成 22 年 4 月ころからは 8,700 円で仕入れている。）と比べ，特別に安い価格で提供されるものであったことから，鳴海氏は，gg 氏らとの間で，仕入価格，数量，HBD 社からの販売先等について，かなり入念な検討を行い，ある程度の販売先の見込みを立てた上で仕入れを実行したものであり，鳴海氏は，「これだけ安い価格で仕入れたものであるので，仮に商談が不成約になったとしても，他の販売先が直ぐに見つかると考えていた。」と説明しており，このような予測はそれなりの合理性があると考えられ，結果的に在庫が発生したことをもって，仕入時に過大仕入が行われたと解するのは相当でない。

（２）在庫について

ア　在庫の発生に至る経緯

取引④においては，在庫が発生している。取引④－１については，4,499本，取引④’については35本，取引④－２については4,209本である。

（ア）取引④－１についてはQQ社に対して販売することを想定した取引であった。

この点，鳴海氏は，「当時，HBD社の既存取引先であるQQ社にLED蛍光灯の販売を売り込んでいたが，なかなか商談がまとまらなかったため，gg氏から特別に安い価格で仕入れたLED蛍光灯を本数限定の特価品として持ち込んだものであり，販売可能との判断により仕入れたものの，実際にQQ社に販売できたのは少量に留まってしまったものである。また，当時は，HBD社の仕入価格が安く，販売価格も安く設定できるため，QQ社以外にも販売できると判断していたものの，うまく販売できず在庫化してしまったものである。」と説明している。

（イ）取引④’については，OO社，RR社に販売している。そのうち，OO社販売分の2000本の返品を受けたもの，その後，他の販売先に販売し，35本が在庫化している。

（ウ）取引④－２については，EE社，OO社に対して販売することを想定した取引であった。

gg氏は，取引④－２にかかるLED蛍光灯の仕入れを持ち込む際に，販売先候補の提案をしている。販売先候補は，OO社，SS社，RR社である。OO社については，前記（１）（イ）においてOO社と合意していたものであり④’のOO社販売分と含めHBD社に提案したものであった。SS社については，HBD社の保証書を求めるSS社と，SS社との決済に難色を示していたHBD社の間をEE社が取り持つという提案をしている。

その後の交渉において，RR社へは実際の販売には至らなかった。

また，OO社販売分の1,000本については，前記（２）ア（イ）同様に，その全品につき返品されるに至っている。

OO社販売分の返品経緯につき，関係者らは，「HBD社としては，注文書に基づき納品したものの，当該LED蛍光灯の仕様に関し双方に誤解が生じ支払を受けらなかったことから，最終的には6ヶ月に亘り支払交渉を行ったものの，結果としては返品にて対応したものである。」と説明している。

以上のとおり，在庫が発生した主たる原因は，事後的に発生した，仕様にかかる誤解，予想外の事情や取引当事者間の思惑の違いなどによるものであ

って，少なくとも，当初から在庫の発生を容認して意図的，作為的な取引を行った結果発生したものではないと認められる。

特に，OO 社販売分の返品分については，その後の営業活動により，順次販売され，在庫は解消されつつあることも判明している。

イ　在庫と損害の関係

在庫の問題について，第三者調査委員会は，仕入価格の合計額と販売価格の合計額の多寡によって損害の有無を判断し，その観点から，取引④－1，取引④－2 については，在庫が発生し仕入価格の合計が販売価格の合計を上回っているため将来的に損害が生じる可能性があると認め，取引④’については，販売価格の合計が仕入価格の合計を上回っているため損害が生じたものとは認め難いとしている。

会計上，計数上の観点からは第三者調査委員会の指摘どおりであるが，商取引上の見込み違いから，売れ残りが発生し，仕入価格の合計が販売価格の合計を上回ることは特に希有なことでなく，同委員会も，単に会計上，計数上の観点からの損害の発生を問題としているのではなく，かかる損害が使途不明金を捻出するという不正取引の結果として生じた場合を問題としていることは明らかであり，法的責任の存否との観点においては取引の不自然性・不合理性との関連において損害の有無，程度を検討すべきものであると考えられる。

そして，取引④について，取引の成立経緯，内容に特に不自然，不合理な点は認められず，当初から在庫の発生を容認して意図的・作為的な取引を行った結果発生したものではないことは既に述べたとおりである。

（３）現金出金について

第三者調査委員会は，HBD 社から関係口座に支払われた仕入代金の殆どである総額約 150,000,000 円（以下「本件仕入代金」という。）が関係者により，現金出金され，その使途が不明となっている点を指摘している。

多額の資金を現金出金するのは極めて不自然ではあるものの，本件仕入代金については，本来，支払代金をいかなる使途に用いるかは支払先の自由であり，これが問題となるのは，特定の者が，使途先を不明にした資金の全部又は一部を私的に収得させることを意図して支払われた場合に限られると考えられ，以下，このような観点から，検討する。

関係口座から現金で引き出された本件仕入代金のうちの使途の一部は，前記のとおり，証憑として一応裏付けられている。即ち，取引④－1 について

31,500,000 円，取引④－2 について 30,500,000 円，取引④’については 25,000,000 円で合計 87,000,000 円である。

無論，使途が一応裏付けられたとしても，支払を受けた gg 氏が受領した資金のさらなる使途については，EE 社等の資金移動の全容を解明することとなり，本委員会としても十分には把握できなかったが，ff 氏，gg 氏らは，現金出金額と前記証憑としての裏付けのある使途の差額について，AA 社において約 2,500 万円，EE 社において約 4,000 万円の配分を行った旨，説明している。

ff 氏は，主に個人的な支出として 100,000,000 円以上の使途を説明し，使途一覧表を提示している。20,000,000 円の借入金の返済が，証憑により裏付けられ，また，時期こそ合致していないものの，ff 氏の，少なくとも月額 3,000,000 円以上の個人的な支出が証憑により裏付けられていることから，当該使途一覧表及び ff 氏の説明は，あながち否定し得るものではない。

また，gg 氏は，主に EE 社事業資金への支出として 100,000,000 円以上の使途を説明し，使途一覧表を提示している。外注費として 10,000,000 円や小口現金の補充として 6,500,000 円等 EE 社事業の補填として約 56,000,000 円，EE 社従業員に対する貸付金として約 8,000,000 円等の一部については，関係資料，証憑により一応は裏付けられている。

他方，本件仕入代金の全部又は一部を，特定の者が収得したことを示す具体的な根拠は確認されなかった。

（４）小山氏のメールについて

第三者調査委員会は，取引④’に関する小山氏と畔柳氏との携帯電話メールのやり取り（以下「本件メール」という。）をもとに，同取引に関して，畔柳氏と小山氏との間で指示，報告があり，畔柳氏が取引④’に深く関与していると認められるとして，畔柳氏が HBD 社から支払われた仕入代金の相当部分を収得している可能性も否定し難いという点を指摘している。

畔柳氏は小山氏の上司であり，調査報告書の言葉を借りれば「主従関係」にあったのであるから，畔柳氏と小山氏との間で指示，報告があることは，ごく当然のことである。それにも拘わらず，第三者調査委員会が上記のような可能性を指摘したのは，仕入代金の大部分が現金出金されて多額の使途不明金が発生していることが極めて不自然であり，他方で大量の在庫も発生している事実を併せて考慮して，これを重視したことによるものと考えられ，以下，このような観点から，検討する。

本件メール送信時の状況につき，小山氏は，「ff 氏より依頼を受け 44,470,000 円の現金を引出したが，他方で，畔柳氏が OO 社より ff 氏に対する代金支払交

渉の立会や支払の催促を依頼されたりしていたことを知っていたため，ff 氏が代金の決済に当たる資金を引出した旨を連絡する意味で本件メールを送信した。」と説明している。本件メール以外の小山氏と畔柳氏との携帯電話メールを査閲すると，畔柳氏の指示に対する小山氏の報告に対し，畔柳氏は，何らかの回答，再指示を行っているが，本件メールについては，畔柳氏が何ら対応せず，小山氏からの報告を受けるに止まっているところを見ると，畔柳氏が当該仕入代金の収得を意図し，小山氏を使者として送ったとは言い難い面がある。

いずれにせよ，既に述べたとおり，取引④の取引経緯，内容に特に不自然な面は認められず，在庫の発生については，事後的に発生した，仕様にかかる誤解，予想外の事情や取引当事者間の思惑の違いなどによるものであって，少なくとも，当初から在庫の発生を容認して意図的，作為的な取引を行った結果発生したものではないと認められ，使途不明金についても，過半の使途は一応解明されており，解明に至らなかった資金についても，それを特定の者が収得したことを示す具体的な根拠は確認されておらず，本件メールをもって，畔柳氏が，仕入代金の相当部分を収得しているとは認定できない。

（５）小括

以上の諸点を総合的に勘案すれば，取引④の成立経緯，内容，在庫の発生について，特に不自然，不合理な点は見受けられない上，現金出金された資金について，その使途は一応裏付けられており，その使途内容は売買代金の支払，借入金の返済等でも特に問題があるとは認められないのであり，補充調査を実施した限り，特定の者が，使途先を不明にした資金の全部又は一部を私的に収得することを意図していたとする事実を裏付ける関係者の説明も証憑等の存在も確認されず，事実認定という面では利益の不正収受の根拠が希薄であると言わざるを得ない。

３　調査事項⑤について

調査事項⑤（以下，「取引⑤」という。）は，平成 22 年 12 月から平成 23 年 9 月にかけて行われた，FTC 社と FF 社との間の LED 蛍光灯の取引に関するものであり，第三者調査委員会が指摘している主たる問題点は，当該取引に関して FTC 社から EE 社に対して支払われた紹介手数料（以下「本件手数料」という。）の一部が現金出金され，その使途が不明となっている点である。

（１）取引⑤の成立経緯

取引⑤の成立経緯，内容については，概ね第三者調査委員会で認定した事実のとおりであり，FTC 社における取引の成立経緯，内容について不自然な点は見受けられない。

FTC 社は EE 社との間で必要な契約等を締結し，FTC 社と FF 社との間の LED 蛍光灯販売取引は履行されており，EE 社に対する手数料も覚書どおりに支払われているのであって，本件手数料支払の経緯について特に問題があるとは認められない。本件手数料の算定についても，販売価格と製造原価との差額を FTC 社の利益と確定した上で算出されたものであり，算定方法に相応の合理性があることは第三者調査委員会が指摘するとおりである。

FTC 社の仕入価格，FF 社への販売価格についても当時の市場の状況からみて適正であり，正常取引と認められ，特に疑義が生じる余地はない。

（２）紹介手数料について

第三者調査委員会は，取引⑤につき，認定できる事実に依拠する限りでは本件手数料の支払が不正な取引であったということはできないものと思料するとした上で，本件手数料の相当部分が DD 社等を通じて現金出金され，その使途が不明となっている点で，取引④と同様に，関係口座から現金出金された資金を畔柳氏が収得している可能性は否定し難いとして，平成 23 年 1 月から 7 月にかけて DD 社預金口座から総額 376,405,000 円が現金出金され，同年 8 月 31 日に畔柳氏が現金で 250,000,000 円保有していた点を指摘している。

確かに，これだけ多額の資金を現金出金するのは極めて不自然ではあるものの，本件手数料については，本来，本件手数料をいかなる使途に用いるかは支払先である EE 社の自由であり，これが問題となるのは，調査事項④と同様に，特定の者が，使途先を不明にした資金の全部又は一部を私的に収得することを意図していた場合に限られると考えられ，以下，このような観点から検討する。

（ア）FTC 社から EE 社の口座に振込入金された本件手数料の総額は 506,153,600 円であり，そのうち総額 376,439,000 円は DD 社の口座に振込入金され，DD 社の口座に入金された資金は，いずれも入金当日に現金出金されており，その総額は 376,405,000 円となっている。

本件手数料を現金出金した理由について ff 氏は，当時，複数の訴訟を抱えていたため，現金化を強く希望し，gg 氏，kk 氏に依頼し，EE 社を当事者として，DD 社を介して現金を収受することとしたと説明しており，関係者の説明も一致している。また，当時 AA 社が複数の訴訟を抱えていたことは事実であり，本件手数料を現金化した上記理由は，あながち否定し得るものではない。

本件手数料の使途であるが，関係者は，３名で，ff 氏 150,575,600 円，

gg 氏 131,753,650 円，kk 氏 94,075,750 円と分配した旨を説明し，gg 氏，ff 氏は，その使途につき，前記２（３）同様，使途について説明し，使途一覧表を提示している。また，kk 氏については，その使途につき，概ね不動産の建築代金の一部に充てた旨説明しており 75,500,000 円の使途が，証憑により裏付けられている。

他方，本件手数料の全部又は一部を，特定の者が収得したことを示す具体的な根拠は確認されなかった。

（イ）畔柳氏は，FTC 社が同氏より借入れた 250,000,000 円（以下「本件借入金」という。）につき，自宅，貸金庫に保管していた現金から捻出した旨，又，自身の現金の保有状況につき，平成 19 年くらいから個人の銀行口座から現金を引き出し，自身の報酬等を充当し，投融資で運用していた経緯があり，当該運用益や借入金等を自宅や貸金庫で保管していた旨，説明している。

この点，金融機関発行の畔柳氏の取引明細表によると，平成 19 年 6 月から 8 月の期間における少なくとも 180,000,000 円の現金引出し，さらに，平成 18 年 11 月及び平成 20 年 4 月の合計 30,000,000 円の現金の収受が証憑により裏付けられている。

また，畔柳氏が申告した税務申告書によると，畔柳氏には FTC 社の役員報酬の他，保有株式の配当等よる収入が認められ， 平成 23 年度，同 24 年度の収入の総額がそれぞれ 84,000,000 円であったことが裏付けられていることを併せて考慮すると，これらの説明は，あながち否定され得るものではない。

以上の諸点を考慮すれば，取引⑤については，既に述べたとおり，本件手数料が，不正工作により使途先を不明にした資金を特定の者に収得させることを意図して支払われたとする事実を裏付ける関係者の説明も証憑等の存在も確認されない中，取引④の場合と類似しているからという理由で，利益の不正収受の事実を認定することについては，根拠が希薄であると言わざるを得ない。

さらに，本件手数料については，それを特定の者が収得したことを示す具体的な根拠は確認されておらず，本件借入金については，その調達経緯につき，畔柳氏の説明，証憑等により裏付けられているのであって，本件手数料の現金出金と同じような時期に多額の現金を保有していたという理由で，利益の不正収受の事実を認定することについては，根拠が希薄であると言わざるを得ない。

（３）小括

以上の諸点を総合的に勘案すれば，取引⑤の成立経緯，内容，手数料の支払について，特に不自然，不合理な点は見受けられず，補充調査を実施した限り，本件手数料について，特定の者が，使途先を不明にした資金の全部又は一部を私的に収得することを意図して支払われたとする事実を裏付ける関係者の説明も証憑等の確認もされず，したがって，この事実を肯定することはできないのであって，事実認定という面では困難であると言わざるを得ず，もとより，結果としては，第三者調査委員会と同様の見解である。

以上

本報告書に用いる略称・定義語の意味は、本報告書に別段の定義がない限り、次表に記載のとおりとする。

【法人】

FTC 社	株式会社エフティコミュニケーションズ
HBD 社	ハイブリッド・サービス株式会社
AA 社	
BB 社	
DD 社	
EE 社	
FF 社	
LL 社	
OO 社	
QQ 社	
RR 社	
SS 社	

【個人】

畔柳氏	畔柳誠 FTC 社取締役／元 HBD 社社外取締役
鳴海氏	鳴海輝正 FTC 社取締役／HBD 社取締役
小山氏	小山俊春 FTC 社従業員（元 FTC 社執行役員／元 HBD 社取締役）
ff 氏	AA 社代表取締役／BB 社代表取締役
gg 氏	EE 社代表取締役／AA 社取締役
ii 氏	
kk 氏	DD 社代表取締役
nn 氏	AA 社の業務委託先
oo 氏	AA 社従業員